

徳島県規則第二十四号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項中第四百十号を削り、第四百十一号を第四百十号とし、第四百十二号から第四百四十六号までを一号ずつ繰り上げ、第四百四十七号から第四百四十九号までを削り、第四百五十号を第四百四十六号とし、第四百五十一号から第四百五十六号までを四号ずつ繰り上げ、第四百五十七号及び第四百五十八号を削り、第四百五十九号を第四百五十三号とし、第四百六十号から第二百七号までを六号ずつ繰り上げ、第二百八号を削り、第二百九号を第二百二十号とし、第二百十号から第二百六十七号までを七号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二百六十一 テクスチャアナライザ 一台一時間 一、〇五〇円

別表試験手数料の項第九号2を次のように改める。

2 家具強度試験 一件 一、三三〇円

別表試験手数料の項第十号3中「七、五八〇円」を「五、五六〇円」に改める。

別表分析手数料の項第六号1中「二四、五二〇円」を「二五、〇九〇円」に改め、同号

2中「二六、一二〇円」を「四〇、九三〇円」に改め、同項第八号6中「六、一八〇円」を「六、八八〇円」に改める。

別表図案作成手数料の項を次のように改める。

図案作成手数料	一 コンピュータを使用して作成する簡単な図案（作業時間が一時間を超えないもの）	一件	四、八四〇円
	二 コンピュータを使用して作成する図案（作業時間が二時間程度のもの）	一件	九、六八〇円
	三 コンピュータを使用して作成する複雑な図案（作業時間が三時間程度のもの）	一件	一四、四七〇円
	四 コンピュータを使用して作成する特殊な図案（作業時間が五時間程度のもの）	一件	二四、一五〇円

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験、分析若しくは図案作成に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。